

提 案 理 由

議案第78号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成29年8月8日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「平成29年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）を改正する必要があることから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、平成29年度支給分の改正については、公布の日からとし、平成29年12月1日から適用、平成30年度支給分の改正については、平成30年4月1日から施行するものである。

【改正内容】

平成29年度改正分

・ 期末手当の改正

12月支給分 100分の207.5 → 100分の217.5

平成30年度以降改正分

・ 期末手当の改正

6月支給分 100分の207.5 → 100分の212.5

12月支給分 100分の217.5 → 100分の212.5

議案第79号

養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成29年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）を改正する必要があることから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により適用日を定めている。

【改正内容】

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

平成29年度改正分

・ 行政職給料表（平均0.2%引上げ）及び医師職給料表の改正

・ 勤勉手当の改正

12月支給分 0.85月→0.95月

平成30年度以降改正分

・ 勤勉手当の改正

6月支給分 0.85月→0.90月

12月支給分 0.95月→0.90月

	<ul style="list-style-type: none"> ・給与減額措置（1.5%）の廃止 55歳以上6級・7級職員が対象 <p>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の改正 ・期末手当の支給率の改正
議案第80号	養父市ケーブルテレビジョン伝送路撤去工事請負契約の締結について
理由	ケーブルテレビ事業を民間化したことに伴い、これまで利用してきた伝送路の光ファイバケーブル、同軸ケーブル、幹線増幅器等の撤去工事を行うため、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第81号	平成29年度養父市一般会計補正予算（第5号）
議案第82号	平成29年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第83号	平成29年度養父市水道事業会計補正予算（第2号）
理由	上記3議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。